

第8回 生駒市景観計画専門部会 会議録

1. 日時 平成22年10月29日（金）午前9時30分～

2. 場所 生駒市コミュニティセンター 301会議室

3. 出席者

（委員） 久 部会長、嘉名 委員、福本 委員、大原 委員

（事務局） 前川課長、西本課長補佐、高谷係長、高橋主査、塩崎主任

（以上、みどり景観課）

市川（パシフィックコンサルタンツ株式会社）

4. 欠席者 4名

5. 会議公開 公開

6. 傍聴者数 0名

7. 議事内容

（1）生駒市景観計画案について

事務局説明（資料1）

部会長：内容については前回までの部会で検討してきたものばかりである。それを最終的に計画としてとりまとめたということである。御質問、御意見をお伺いしたい。

委員：形成基準を作っていたのだが、景観法から見て、この程度の表現にしかならないのか。別に抜けているというわけではないが、心配というか、これだけの表現のものでいいのだろうか。

部会長：事務局のほうは他市の事例を参考にして書いていただいている。この程度という失礼な言い方になると思うが、建築基準法のように具体的なものがなかなか書けないので、この程度にとどめさせていただき、協議の段階で詳細は詰めさせていただく。

また、時間をかけてマニュアル的なものを用意いただく。「何々に配慮すること」しか書いていないが、具体的には、こういう場ではこういうやり方があるのではないかという事例を示しながら、解説本のようなものも作っていったらよいと思う。

委員：2ページの目的で、「自然環境の減少」というのは何が減るのか。自然環境が減っていくのか。こういう言葉は使うのか。

部会長：環境は減らないだろう。

委員：環境は量的な概念で説明しない。

委員：悪化という言葉はよく使うが、自然環境というのは、空気なり緑が減ったということ
を言いたいのか。

部会長：緑の減少ということだろうか。

事務局：意図としてはそういうことである。

委員：何が減ってきているのか。

部会長：「緑の減少」に変える。

事務局：そのようにする。

委員：「市民、事業者、行政がお互いの役割を認識し」というところで、立場上、事業者と
いうのは、開発、出店してくるなり、新築されるのも含めて事業者か。市民というのも
分かるが、開発をしようとする市民、その辺の注意書きみたいなものが要るのではない
か。前回欠席したが、議事録を読ませていただいた。事業者というのはどう捉えるのか。

事務局：3 ページの 2)、事業者の役割に書いているように、生駒市内において事業活動を行
う方ということである。定義までは示していないが、そのような概念で捉えていただき
たい。

部会長：必ずしも開発行為とか建築行為だけでなく、日ごろの事業活動や市民生活も景観を
作っている。そういうものを全体的に捉えているという解釈である。例えば商店の方々
は看板を掲げたり、あるいはショーウインドウをどう飾るかということも景観に影響を与
える。工場でも資材の平置きをどういう形で整理していただけるか。些細なところから
配慮していただくことによって景観がよくなっていく。そういうものを生活なり、事業
活動なりで意識してもらいたいということである。

委員：36 ページの広域幹線沿道地区のところでは、清滝生駒道路は前に聞かせていただい
たので了解する。図面だけのことも知れないが、国道 163 号は右の精華町の境界まで
行くと生駒市内から赤い線が出ている。ほかのも全部飛び出している。しかし、北側は、
ここから赤い線が飛び出していない。ここで終わるという意味か。県の広域幹線沿道地区
であり、また屋外広告物の条例等の絡みで、ここで終わっているのか、これが本来 163
号バイパスでつながるのだが、この向こうは知らないという意味なのか。ほかのところ
は飛び出しているのに、なぜこれはここで終わるのか。

事務局：飛び出ている部分は区域外になるので、全部市の中で終わる形に修正させていただ
きたい。

委員：これがどうつながって、どうなるのかということで、市民なり、そういう関係の人で
あればきつと言うだろう。

県が屋外広告物の条例なり、景観計画のほうでもこの道を入れているから、このまま転
記しているのか。

事務局：そうである。

委員：南側で新しく開通した東山竜田は、新しい道だったら萩の台のほうになるが地域でいうと、それは旧道だろうか。

事務局：開通した分について、再度、県に確認する。基本的には県が指定した部分をこの図面に載せている。

委員：できていない道を景観計画なり屋外広告物条例に入れて、できている道で説明が抜けていたら答弁しにくいだろう。

事務局：再度県に確認させていただき、整合性を図らせていただく。

部会長：ほかにはいかがだろうか。

委員：緑化で、行為地面積 3%以上となっているが、これは平面的な 3%である。壁面緑化についてはしないのか。

事務局：壁面緑化については、大阪府、神戸市さんはいろんな基準をお持ちである。奈良県では土地の面積で運用されている。今回、生駒市はそれで作らせていただき、その他、壁面緑化はどれだけ効果があるか、3%取れない部分について、どういう形で評価していくかということを個別に協議させていただき、その中で運用していきたいと考えている。

委員：環境問題とか建物の省エネにおいては、大阪とかだったら府が出しているし、先導してそういうものを作ってもいいのではないか。考慮してもらいたい。

部会長：とりあえずスタート時はこれで、また進んでいく段階でいろいろと変更を加えて、生駒市独自というか、オリジナルのところも増やしていきたい。

委員：屋外広告物を聞かれたら答えなければいけない。都市計画マスタープランを同時にやっているから、マスタープランのほうでまた屋外広告物をやるのだろうか、学研北生駒の駅前は、こういう協議会に諮らずに、県が決めたら変えていくということか。これは今後作っていかれる景観の審議会なり、どこかで県がこういうことだからといって諮っていくのか県が決めたら自動で変わるのか？

事務局：学研北生駒については今現在、市街化区域に編入するという形で検討されていると思う。市街化区域に入った場合は、自動的に市街地景観区域に入る形になる。市街化区域に編入した部分の景観について、景観配慮地区、景観形成地区という形で協議させていただき、そちらへ誘導していきたいと考えている。

学研北生駒周辺については当初から、これからまちがつくられて開いていくところなので形成地区にという話もあり、事業者等と協議し、景観配慮地区への誘導を考えている。

委員：それに関連して、前回の議事録を見ると、駅前北口の再開発の書き方が緩いということで今回直しておられるようだが、再開発というのも生駒駅前北口、駅前というところまでどうしても私たちや行政のほうも生駒駅を思っていて、登美ヶ丘は駅前ではないと。私自身は駅前という生駒の駅前だけを思ったし、再開発というのもこの付近だけということで、今出た学研北生駒を審議されているような案件は再開発とはいわないわけだろうか？

事務局：今回 40 ページに書いている再開発の名称だが、都市計画の事業決定をされている。

この中で大和都市計画生駒駅前北口地区第一種市街地再開発事業という都市計画決定をされているので、その名前を取らせていただいて、生駒駅前北口再開発という形にした。学研北生駒周辺については市が再開発するということはないが、ほかのところで再開発事業ということをした場合、その景観について、先ほどと同じように話し合いをさせていただいて、景観配慮地区、景観形成地区のほうに誘導していただいて、それぞれ名前をまた考えさせていただきたいと思っている。

委員：35 ページの景観配慮地区の大規模開発地区には、これも景観のほうの問題ではないかも知れないが、小さくても、ある意味で計画段階から市民、事業者、行政で話しをしている。自分の自宅のほうでいうとある程度案ができてから見せるのではなくて、案を作る前から協議をしていくということを自治会で要望を出しているから、この辺を含めて、聞く人もいるのではないかと思う。

部会長：私も個人的には学研北生駒は早く地区計画なり景観形成地区にしたほうがいいのではないかという話をしている。そうしないと、御指摘のように、地権者あるいは地権者がお貸しになった事業者がばらばらで、いいまちにならない。それは決して地権者のメリットにもならないと思う。いいまちができるとグレードも高くなり、イメージも高まるので高く貸せるとか、そういうことになってくるので、そういう意味では規制を考えるのではなく、ゆくゆくは自分たちのメリットになるということを地元で御説明いただきながら、地権者さんの同意を取りつつ、やってほしいと思っている。

奈良県もそうだと思うが、大阪府では市街化区域の編入のときには、単に線引きを変えるだけではなくて、まちをどうしていくのかという将来像を、地権者の協議会を作っただけではなく、それをきちんと協議した段階で市街化区域に編入するというガイドラインを作っている。おっしゃるように、線引きだけ変えても意味がない。そのあたりは事務局も地権者同意を図っていただきたい。

委員：私もよく分かっているのだが、地元でも商業施設を加えたいという、それがパチンコ屋になり、ラブホテルに変わる可能性があるという説明を自治会などにしたら、逆にそんなのができるのかということが一人歩きをするだろう。その辺、わりとこういう景観も同じかなと思うので質問させてもらっている。私は個人的にはこれで分かる。

事務局：線引きの段階である程度都市計画部門のほうも地権者と十分協議をさせていただきながら、どういう規制をかけていくのか、地区計画等も含めて話をされているところである。それに景観の分野でどういう形で御説明し、合意形成を図っていただけるかというのが課題であると認識している。北生駒についても早急に景観形成地区という指定でここに追加できるような形で持っていきたいということは十分認識している。

委員：国道 163 号の富雄川のところで、看板は県の条例で 2 年前ぐらいに全部撤去した。

事務局：3 年前である。

委員：赤の線がさっきのところと一緒に、国道 163 号がここを橋で越えていくわけだろう。

事務局：そうである。

委員：ここで終わって、向こうは何mを超えたら構わないということになるのか。

事務局：現状はそういうことになっている。その先のくろんど池までの道、その辺について景観配慮しなければいけないのか、景観形成地区で規制をかけていかなければいけないのかという形を話し合いの上で進めていって、必要であれば指定していくという形で進めていきたい。

部会長：私も枚方に抜けたり交野に抜けたりするときはこの道を通るが、決して現状が美しいところになっていない。

委員：この委員会でもビデオを撮ってわざわざ見せて、強化してくださいと言ったのは、私が言うともた怒られる。質問として聞いている。

部会長：これからは一段と規制も誘導もかけながら持っていければと思う。くろんど池周辺のあたりに来ると自然が豊かになってくる。そこまで行く途中がどうかである。

委員：2 ページ、基本目標に違和感がある。「自然と都市機能が調和した住みやすいまち」という目標自体はいけないことだとは思わないが、景観計画の目標としてはどうなのだろうか。つまり、総計の目標みたいな感じである。景観にかかわるようなところが表現の中に全然ない。生駒の特徴であるような景観に関わる語彙が一切出てこないのはどうかという印象を持った。どこで使っても通用しそうなところがある。

3 ページの役割分担で、それぞれの役割はきっちり書かれていると思うが、役割分担のところを見ると協働と書いてある。どのように協働するのかというところが見えにくい。特に市民のところは、市民が独立した個人として頑張ると書いてあるが、コミュニティとか、地域で頑張るということを入れてもいいのではないか。最近はそのような言葉を入れている感じである。独立した1個人としての市民ということももちろんあるが、もう少しまちづくり的な視点を入れる。「景観まちづくり」という言葉をどこかで使われていたと思うが、そのあたりのキーワードを基本目標にしても役割のところにしても、もう少し考えていただけるとよいのではないか。

4 ページ、5 ページで、それぞれのゾーンと対応した景観形成の方針が書かれていると思うが、よくよく基準を読んでみると、眺望のことがあって、それぞれのゾーンの関係によって生駒の景観の全体構想が作られていて、隣合っている関係性みたいなこともちゃんと考えないといけないという全体構造の説明をどこかでしないといけないのではないか。というのは、基準のところ、緑の山並みへの配慮とか、そういうことが出てくる。例えば市街地景観のところと言うと、市街地景観のゾーニングだけでは解決できない全体構造の話を含んでいる。少し眺望のことは書かれているが、ゾーンとのかかわりというのをどこかで言われたほうがよいのではないか。

細かい話になるが、各区域のところ、色彩のところ、適用除外のことが書いてある。もう1回確認したいが、地区計画と建築協定と景観形成基準とのかかわり、あるいはどうやって運用されようとしているのかということの整理、それを少しお聞かせいただき

たい。これだと独自の内容があれば自動的に適用除外にも読み取れる。地区計画か建築協定で位置付けられていればOK。地区計画は都市計画なので、建築協定が恣意的だと言うつもりはないが、建築協定はもう少し趣旨的には緩やかな位置付けだと思う。実際どう運用されようとしているのか少し分かりにくいし、心配になる。逆手に取るみたいな話が出てこないか心配な気がした。

34 ページに制限自体の適用除外が出てくる。これも具体的にどういうことを想定されているのか教えていただきたい。適用除外の条項を作っておくというのは理解できるが、何にでも使えるということになってしまうと、制限の意味自体がなくなってしまう可能性があるのも、どういうときに限って利用するみたいなことはあらかじめ想定しておかないと、文言だけ作っておくと、後から一人歩きする可能性が十分にあるという気がする。作ること自体は否定はしない。

44 ページ、先ほどの自然環境の減少と関係するのだが、生駒駅前北口再開発で「アントレいこまの色を再開発色として」、こういう言葉の使い方は変である。再開発色というのは、再開発が終わったら何の意味もなくなる言葉になる。テーマカラーとか、変えたほうがいいのではないかと思う。

地区計画、建築協定の関係は質問で、あとは意見である。

事務局：地区計画については、現在、登美ヶ丘駅前の地区で色彩の基準を1カ所だけだが適用させていただいている。それについては、生駒市と奈良市の境で、両市をまたがるまちづくりをしているので、奈良市と共同で作った基準で、奈良県の景観色の範囲と奈良市の景観色の範囲で合致する部分をその区域の景観色の基準という形で規定している。それについては、再開発が先行しているのも、今回奈良県の基準を生駒市にそのまま採用させていただいている。適用範囲内にはあるのだが、そういう形で入れさせていただいている。

建築協定については、現在、生駒市建築協定、法定の分は出ていない。

委員：出ていないのはいいのだが、出たときにどういう運用をされるのか。

事務局：今後の運用については、これを決定させていただいたら、基本的な市街地の色というのはこの範囲内で収まるので、あと、景観的には景観形成地区みたいな考え方をさせていただいて、その地区で色を決めさせていただくときに基準化させていただく。

委員：もう少し分かりやすく言うと、今の基準よりきついほうは勝手にやったらいいが、今の基準より緩くなるほうも勝手にやったらいいのか。きつくなる分には、この基準の範囲の中の話だから、別に地域の人がうんと言えどもどんどんやってくださいということになるかも知れないが、今はいけない色をどんどんOKですという話も、地元で決めましたからという話で行くのかどうか。

事務局：考えとしては、認めていきたいと考えている。そこで話し合いをされて良好であればと考えている。おっしゃられているように、建築協定については当事者間だけで決められてしまうので、それについての措置が何らか必要だと思う。

委員：その辺はどういう運用をされるのか。手続きのこともお考えになっておかないと、「建築協定を決めました」と一人協定だってできる。せっかく作ったのにここは無法地帯になりますよみたいな話でスッスッと通り出すとえらいことになると思った。そこは考えたほうがいいのではないか。

部会長：簡単なのは建築協定を外してしまうとか。

事務局：そうですね。

部会長：2 ページの基本目標は全然議論をしていない。これを議論するとすごく時間がかかる。総合計画の文言を横流しするということでは今回は収めたい。これは議論して、この部会で適切な言葉を作り出してもいいのだが、このあたりの文言というのは皆さん思いがいろいろあるので、どうだろうか。

委員：「調和した」というのは総計に使われている言葉である。これに合うのかなという気はした。

部会長：私は総合計画審議会にも参加したが、これを決めるだけで3回かかった。事業者サイドから、住環境という言葉だと事業者が入らないのではないかという話になって、住宅という言葉が入っていないというのが、そのあたりの思いもあるのである。

委員：あまり議論しないほうがよければそれでもよいが、ここは住宅都市だということもあるから、市民が主体みたいな、それこそ景観まちづくりみたいなことを文言に入れられたほうがいいのではないかと思った。議論すると確かに時間がかかるということであれば、とりあえずまず景観計画を作ることが大事だと思う。例えば基本計画のこととか、計画全体の中で議論した後ここだけ見直すとか、そういうことはあってもいいかと思う。

部会長：サラリーマン市民からすると住宅都市なのだが、事業者からすると住宅都市と呼ぶのが適切かどうか。そのあたり、総計もかなり揉めたところである。

委員：府議会というか、知事といまだに揉めている話と一緒に、それとともに、都市計画マスタープランはある意味で市議会が委員会をやっておられるのとも関連してくる。景観もこのステップで早めていかなければいけないのか。3 回ぐらい基本理念を議論してもいいのか、都市計画マスタープランだけは先にやらなければいけないのか。初めのころに言わせていただいたが、この4月に市の行政は組織変更されたから、都市計画マスタープランは都市計画課で、そっちはそっちで動いていき、これはこちらでやるという切り離しはまだしていないのか。

事務局：策定委員会に向かっていくことになる。

部会長：都市計画マスタープランの基本理念、基本目標のキャッチフレーズは決まってきたのか。

事務局：まだだと思われる。

部会長：いつもかなり揉めるところである。

委員：規約上も離せるのなら離して、どちらかスピードが足りなかったら、他のところまで、

こちらはゆっくりでいいのか、向こうは12月いっぱいというか、早くしていかなければと読めるのだが。

委員：さすがにこれはまずい気がする。景観の目標とは言えないような気がする。事情はよく分かるので、あまりここにこだわるつもりはないが、もう少し景観の計画の目標として違和感がないものにしておいたほうがよいのではないか。

事務局：「住みやすいまち」というのは総計っぽいという気はしている。この部分を「景観まちづくり」という言葉にかえさせていただくと景観に関わる基本目標に近づくのではないかという感じがする。

部会長：大きくは2つの方向性があり、1つはどういう景観を作りたいかという景観の将来像を書く方法と、景観の活動の方向性を書くという方法の2つある。今御提案いただいたのは後者のほうだと思う。景観まちづくりを頑張ろう。その結果として景観をよくしていこうというキャッチフレーズにつながる。そちらのほうが収まりやすいという感じがする。

委員：総計の推進会議ではこういう話が出ているのか。

部会長：推進会議は文言を変えろとか、そういう話はない。今の総計がちゃんと動いているかどうかチェックする。

委員：例えば「機能」を取るだけでもだいぶ柔らかくなる。機能というと都市マス、総計っぽい。「自然と都市が調和した」とか「共生した」とか、そういうものでもよい。そうなってくると、景観のことも何となく意識している。

部会長：西宮で都市計画マスタープランをやっている。市民委員が6名いて、もともとワークショップをやっていて、都市計画と一緒にやっているのだが、この基本理念を決めるところでいつも止まる。これを乗り越えないと次に入っていけない。具体的にはどういうことかという、ほぼ決まりかけてきて、次回もう1回チェックしようというときに、またグループで集まって、こんな新しい提案ができたと持ってこられる。いつまでたっても先に行けない状況になる。今の総計審でもそうである。みんな自分の言葉を持っている。それが出てきてしまうとなかなか決まらない。

事業所さんからすると、「住みやすい」というのを嫌う。「暮らしやすい」であれば事業活動も若干含まれるのだが、「住む」というと事業活動が入ってこない。

コミュニティとか協働の問題、これは役割のところ収めていけばいいのか。

委員：ここの書きぶりで、もう少しコミュニティとか、生駒市も実際にはまちづくりと相当連動されてやっておられるだろう。そのあたりのことをきちんと書いてくればよいと思う。コミュニティの役割を新たにつけ加える必要はない。市民の役割の中に入れていただきたい。

部会長：今回、規制の内容しか挙げていないが、今度の基本計画を作る段階では、もう少し誘導とか啓発とか、そういうのが入ってくるので、いろいろ協働の仕組みを動かしたり、あるいはうまく動かすための腰かけみたいなものは入れてはいけると思うが。

委員：地面からの高さ 15mとか 20mとかあるが、どこからが地面なのかで変わってくる。

自宅のところでも隣は日が当たるために盛り土をしたら何階でも建てられる。斜面を利用してマンションを建てる、その辺のことは景観というのは見ないのか。表現できない、また難しいのか。

部会長：できないことはないが、今のところは建築基準法でどういうところを地盤で取りなさいと決められている。それに従いましょうというところである。雑談になるが、段々になってくるときに、平均地盤面がある。あえて平均地盤面を上げるために造成をする悪徳事業者もいる。どこかを盛り土したら、平均地盤面が上がることになる。そういうことをされてしまうと、なかなか今の法律上は押さえがきかない。

例えば箕面市の地区計画では、接道部分、道路面から高さを決めるということをやっている。そうすると、委員がおっしゃる懸念は解消できる。

委員：奈良交通の車庫が一番上と一番下だともものすごく差がある。一番上のところから 20mだともものすごいビルみたいになる。地区計画の話になっていくのだが、道路といっても両方に面していて、こちらの道路に面してというと、何ぼでも言い訳できるようになってくる。それまで景観で見ていくのか、それは建築計画で建築関係のほうで規制していくのか。

事務局：基本的には生駒市内の都市計画はすべて高度地区、高さ制限が入っており、建築基準法の中で相談もされている。周辺の街並みへの配慮というのは協議になる。現在、景観の中でそれを規制するところまでは考えていない。

部会長：高さの問題は、高度地区で出てくる。

委員：生駒は特にそうだ。そうなってくると箕面も一緒。

部会長：この前、ある斜面地域ですごい擁壁が建ってきていた。私と箕面市で事業者がこの擁壁は何かと聞いた。大阪府の開発でこれだけ擁壁を作っておかなければ、後で何か言われると。後日、大阪府に電話をかけて聞くと、そんなことは言っていないと。これは平均地盤面を高めるだけのための方法だと分かったので、やめさせるという話になった。それは開発指導と建築指導でチェックしていただいて防ぐしかない。

委員：これは要望だが、景観形成の基準が文章になったときに、配慮という言葉が多い。例えば「調和に配慮する」というのは何を言いたいのか。「調和させる」でいいではないか。配慮という言葉が多くなるのは分かるが、その中でもできるだけ言葉としては整理していただくといいのではないか。

部会長：緑化のところ、「樹種の調和にも考慮する」というのも、「調和すること」でもよい。

委員：これはあくまでもこれからいろんな行為が生じるものに対する規制である。現在あるものに対する修景は今回ここにはないが、どうお考えなのか。

事務局：既存のものに関する支援、例えば改修とか、奈良県でも屋外広告物の改修について努力しておられる。景観形成基本計画の中で具体的な施策の展開とか、支援制度、協働

をどうやっていくのかという形のことを市民の方を交えながら話ししていただき、やっていきたい。

委員：共通事項に、作るだけでなく、維持管理とか、ちゃんと状態を維持することを言葉として入れておく。別に届出対象行為になるわけではないが、趣旨として「維持に努める」とか、そういうことを入れておいてもよいのではないか。

部会長：委員のお話で、今回のものでも、例えば色彩の変更というのがある。これはほかの法律で届出義務がないのでなかなか引っかかってこない。具体的に言うとマンションは11年ピッチで塗り替えしていく。そのときに管理組合が自分たちで色を決めていくわけである。前の色をそのまま踏襲されればいいのだが、管理組合で勝手に決めるときもある。それを防ぐために、豊中市などは管理組合に案内を送った。届出してくださいということと、景観アドバイザーがいるので、素人で決められない場合はちゃんとアドバイザーを無料で使えるので聞いてくださいというお願いをした。そういうきめ細かさも、色彩、特にマンションの塗り替えのときには必要かも知れない。

委員：スケジュールのことで、次回で決めるということなのか。基本理念のことなどがあるので、3回とは言わなくても、1回は議論するのか。

部会長：予定は、次回で策定委員会にかける案に仕上げていきたい。部会の議論としては次回あたりでまとめていきたい。

1ページの景観形成基本計画というのはもう少しじっくり議論していきたいという思いがある。ここでまた新しく理念が出てきた場合は、この景観計画に反映させるために改定の手続きを行えばよい。そういう意味では暫定的な理念ということになるかも知れない。

事務局は、今いくつか御指摘いただいたが、逆に聞いておきたいことはあるか。

事務局：基本目標はいろいろ御議論いただいた。少し方向性をお聞きしたい。「自然と都市が調和した暮らしやすいまち」、又は「住みよいまち」という形で修正案を作らせていただきたい。新たにもう1回全部叩き直してということで皆さんの御議論を次の1回で決めさせていただくのはなかなか難しいと思う。こういう形で直せという御指示をいただきたい。

部会長：失礼な言い方だが、うまく逃げていらっしゃるなと思うのは、上のところに「景観にかかわるまちづくりの基本目標として」と書いている。

委員：「～を目指した景観まちづくり」ということか。

部会長：事務局がおっしゃったのは「自然と都市が調和した景観まちづくり」。

事務局：上の「景観にかかわるまちづくりの」を取って、そういう言葉を目標の中にストレートに入れると委員のおっしゃる趣旨に合うのではないか。

部会長：「自然と都市が調和した景観まちづくり」、「自然と都市が調和した暮らしやすいまち」。どうでしょうか。

委員：私は「景観」という言葉が入っているほうがよいと思う。景観の目標なのだから。い

ずれにしても議論し出すと大変だというのがありますが、景観の目標かどうかという条件を最低限満たすことが必要である。

部会長：「自然と都市が調和した景観まちづくり」とする。

委員：硬い気がする。

委員：総計でもキャッチフレーズの部分はやっと決めたはずである。

事務局：「景観にかかわるまちづくりの目標として」を、「着実に進めるため、基本目標として、自然と都市が調和した景観まちづくりと設定します」という形に修正させていただく。

部会長：あとは事務局で見ていただきたい。

12月3日に今御指摘いただいた内容を審議させていただき、できるだけそこで部会としてのとりまとめをさせていただきたい。

事務局からその他について願います。

事務局：1点目として、みんなでつくるまち景観生駒塾の第3回目が11月28日開催される。

2点目として、次回、第9回の景観計画専門部会の開催日程は、12月3日、金曜日、午前9時30分から、この場所で開催したい。

3点目として、第5回都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会を12月24日、金曜日、午後4時からコミュニティセンター401会議室で開催する。策定委員会終了後、景観計画については市長への提言を行っていただく。御出席をお願いしたい。

部会長：今3つお話しいただいたが、よろしいだろうか。

委員：12月議会にかけられないのは構わないが、議会には12月には出すのか。

事務局：12月、議会には法委任条例を上程させていただく予定である。12月24日、提言をいただき、その提言に基づいて1月からパブリックコメントを予定している。

委員：ギリギリである。

部会長：それでは、次回、12月3日、9時半から開催する。出席をお願いする。

以上で専門部会を終了する。どうもありがとうございました。

以上